第115期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

（事業報告）

当行の新株予約権等に関する事項… 1頁

（計算書類）

株主資本等変動計算書…… 3頁

個別注記表…… 4頁

（連結計算書類）

連結株主資本等変動計算書…… 10頁

連結注記表…… 11頁

（平成29年 4 月 1 日から
平成30年 3 月31日まで）

株式会社 山梨中央銀行

上記の事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ（https://www.yamanashibank.co.jp/）に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

当行の新株予約権等に関する事項

(1)　事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役（社外役員を除く。）	① 名称 株式会社山梨中央銀行第１回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式　　34,100株 ③ 新株予約権の行使期間 平成23年７月30日から平成53年７月29日まで ④ 権利行使価格（１株当たり） １円 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。	３名
	① 名称 株式会社山梨中央銀行第２回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式　　41,700株 ③ 新株予約権の行使期間 平成24年７月31日から平成54年７月30日まで ④ 権利行使価格（１株当たり） １円 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。	３名
	① 名称 株式会社山梨中央銀行第３回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式　　47,800株 ③ 新株予約権の行使期間 平成25年７月30日から平成55年７月29日まで ④ 権利行使価格（１株当たり） １円 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。	５名
	① 名称 株式会社山梨中央銀行第４回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式　　39,000株 ③ 新株予約権の行使期間 平成26年７月26日から平成56年７月25日まで ④ 権利行使価格（１株当たり） １円 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。	５名
	① 名称 株式会社山梨中央銀行第５回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式　　46,300株 ③ 新株予約権の行使期間 平成27年７月30日から平成57年７月29日まで ④ 権利行使価格（１株当たり） １円 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。	９名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役（社外役員を除く。）	① 名称 株式会社山梨中央銀行第６回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式　　82,000株 ③ 新株予約権の行使期間 平成28年７月30日から平成58年７月29日まで ④ 権利行使価格（１株当たり） １円 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。	11名
	① 名称 株式会社山梨中央銀行第７回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式　　90,300株 ③ 新株予約権の行使期間 平成29年７月29日から平成59年７月28日まで ④ 権利行使価格（１株当たり） １円 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。	13名
社外取締役	―	―
監査役	―	―

(2)　事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当ありません。

第115期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
当期首残高	15,400	8,287	0	8,287	9,405
当期変動額					
剰余金の配当					
当期純利益					
別途積立金の積立					
自己株式の取得					
自己株式の処分			△11	△11	
利益剰余金から資本剰余金への振替			11	11	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	―	―	△0	△0	―
当期末残高	15,400	8,287	―	8,287	9,405

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	193	135,101	10,214	154,914	△3,259	175,342
当期変動額						
剰余金の配当			△1,344	△1,344		△1,344
当期純利益			4,464	4,464		4,464
別途積立金の積立		5,500	△5,500			
自己株式の取得					△494	△494
自己株式の処分					68	57
利益剰余金から資本剰余金への振替			△11	△11		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	―	5,500	△2,390	3,109	△426	2,682
当期末残高	193	140,601	7,823	158,023	△3,685	178,025

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	38,868	38,868	173	214,384
当期変動額				
剰余金の配当				△1,344
当期純利益				4,464
別途積立金の積立				
自己株式の取得				△494
自己株式の処分				57
利益剰余金から資本剰余金への振替				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△4,134	△4,134	△18	△4,153
当期変動額合計	△4,134	△4,134	△18	△1,470
当期末残高	34,733	34,733	155	212,913

第115期（平成30年３月31日現在）個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

１．商品有価証券の評価基準及び評価方法
　商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
２．有価証券の評価基準及び評価方法
　有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。ただし、その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
　なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
３．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
　デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
４．固定資産の減価償却の方法
（1）有形固定資産（リース資産を除く。）
　有形固定資産は、主として定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
　また、主な耐用年数は次のとおりであります。
　　建　物　　３年～50年
　　その他の有形固定資産　２年～20年
（2）無形固定資産（リース資産を除く。）
　無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。
（3）リース資産
　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。
　なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
５．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
　外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
６．引当金の計上基準
（1）貸倒引当金
　貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
　破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
　また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
　貸出条件緩和債権等を有する債務者及びその関連先に係る債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。
　上記以外の債権（正常先債権及び要注意先債権のうちキャッシュ・フロー見積法を適用した債権を除いた債権）については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
　すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
（2）役員賞与引当金
　役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

7．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1．関係会社の株式及び出資金総額　　3,641百万円
2．貸出金のうち、破綻先債権額は2,132百万円、延滞債権額は23,681百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号イからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は該当ありません。
なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,086百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は29,900百万円であります。
なお、上記２．から５．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号　平成14年２月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は4,738百万円であります。
7．ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第３号　平成26年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は1,005百万円であります。
8．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	176,314百万円
担保資産に対応する債務	
預金	31,079百万円
債券貸借取引受入担保金	20,208百万円
借用金	91,180百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保等として、有価証券5,069百万円を差し入れております。
また、その他の資産には、保証金293百万円が含まれております。
9．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は319,415百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが302,437百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
10. 有形固定資産の減価償却累計額　33,599百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額　　1,037百万円
12.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は3,063百万円であります。
13. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額　　111百万円
14. 関係会社に対する金銭債権総額　7,463百万円
15. 関係会社に対する金銭債務総額　9,936百万円
16. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第４項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に５分の１を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上することとされております。
ただし、銀行法施行規則第17条の７の３の規定により、剰余金の配当をする日における資本準備金、利益準備金の総額が当該日における資本金の額以上であるため、当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金は計上しておりません。

（損益計算書関係）

1．「その他経常費用」には、投資信託解約損7,556百万円を含んでおります。
2．関係会社との取引による収益
　資金運用取引に係る収益総額　88百万円
　役務取引等に係る収益総額　29百万円
　その他業務・その他経常取引に係る収益総額　42百万円
　関係会社との取引による費用
　資金調達取引に係る費用総額　66百万円
　役務取引等に係る費用総額　362百万円
　その他の取引に係る費用総額　339百万円
3．以下の資産グループについて、地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	減損損失額
山梨県内	営業用資産	土地及び建物等	196
	遊休資産	土地	233
山梨県外	営業用資産	建物等	34
合　計	—	—	464

資産のグルーピングの方法は、営業用資産は原則として営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）、遊休資産は各々の資産単位としております。また、本店、電算センター、社宅・寮等は共用資産としております。
回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としており、正味売却価額による場合は不動産鑑定評価額等合理的に算定された価額から処分費用見込額を控除して算定し、使用価値による場合は将来キャッシュ・フローを割り引いて算定しております。
なお、当事業年度の回収可能価額はすべて正味売却価額によるものであります。
4．関連当事者との取引は、以下のとおりであります。
（1）親会社及び法人主要株主等
　該当ありません。
（2）子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属　性	会社等の名　称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
子会社	山梨中央保証株式会社	所有 直接 99.65% 間接 0.16%	保証取引 役員の兼任	貸出金に対する保証	188,854 (注2)	—	—
				保証料の支払	287 (注3)	未払費用	23
				代位弁済額	274	—	—

（注）1．取引条件は、一般の取引先と同様に決定しております。
　　2．上記の取引金額は、当事業年度末に同社から保証を受けている貸出金の残高を記載しております。
　　3．上記の取引金額以外に、各種ローン債務者から直接同社に支払われた保証料があり、その金額は80百万円であります。
（3）兄弟会社等
　該当ありません。
（4）役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

属　性	会社等の名称又は氏名	議決権の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
役員及びその近親者	古屋　俊仁	0.02%	当行監査役 顧問弁護士	資金の貸付	—	貸出金	96
				利息の受取	2	—	—
				弁護士報酬	2	—	—
役員及びその近親者	長坂眞由美	—	当行取締役の義姉	資金の貸付	—	貸出金	28
				利息の受取	0	—	—

（注）1．取引条件は、一般の取引先と同様に決定しております。
　　2．長坂眞由美氏は、当該関連当事者に係る役員が平成29年６月27日付で当行取締役を退任しておりますので、取引金額については同日までのものを、期末残高については同日現在の残高をそれぞれ記載しております。

（株主資本等変動計算書関係）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	6,954	1,128	146	7,936	（注）

（注）１．当事業年度中の増加株式数の内訳は以下のとおりであります。
取締役会決議による自己株式の取得による増加　1,112千株
単元未満株式の買取請求による増加　16千株
２．当事業年度中の減少株式数の内訳は以下のとおりであります。
ストック・オプションの権利行使による減少　146千株

（有価証券関係）

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

１．売買目的有価証券（平成30年３月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	△0

２．満期保有目的の債券（平成30年３月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社債	809	811	2
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	2,254	2,247	△6
合計		3,063	3,058	△4

３．子会社・子法人等株式（平成30年３月31日現在）

該当ありません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場の子会社・子法人等株式の貸借対照表計上額は3,641百万円であります。

４．その他有価証券（平成30年３月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	60,548	27,798	32,750
	債券	585,486	564,114	21,371
	国債	387,810	370,130	17,679
	地方債	143,552	140,864	2,687
	社債	54,124	53,119	1,004
	その他	143,927	137,888	6,038
	うち外国証券	2,126	2,124	1
	小計	789,962	729,801	60,161
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	8,427	9,246	△819
	債券	35,429	35,545	△115
	国債	6,172	6,176	△4
	地方債	28,002	28,109	△107
	社債	1,255	1,259	△4
	その他	416,532	426,109	△9,576
	うち外国証券	36,484	37,360	△876
	小計	460,389	470,901	△10,512
合計		1,250,351	1,200,703	49,648

（注）上記には、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式（貸借対照表計上額及び取得原価481百万円）を含めておりません。

5．当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自　平成29年４月１日　至　平成30年３月31日）

	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)
社　債	8	8	0

（売却の理由）買入消却によるものであります。

6．当事業年度中に売却したその他有価証券（自　平成29年４月１日　至　平成30年３月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株　式	12,932	5,776	―
債　券	31,099	78	27
国　債	―	―	―
地方債	31,099	78	27
社　債	―	―	―
その他	174,426	2,767	1,444
うち外国証券	160,429	286	1,444
合　計	218,459	8,622	1,471

7．保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

8．減損処理を行った有価証券
売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。
当事業年度における減損処理額は、該当ありません。
また、時価が「著しく下落した」と判断し、減損処理する基準は以下のとおりであります。
(1) 決算日における当該有価証券の時価の取得原価に対する下落率が50％以上の銘柄については一律減損処理。
(2) 下落率が30％以上50％未満の銘柄については、過去１年間の時価水準を勘案したうえで、回復の可能性がない銘柄について減損処理。
(3) 下落率が30％未満の銘柄については、発行者の財政状態等を勘案し、必要と認める場合に減損処理。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	2,712百万円
貸倒引当金	2,531
有価証券償却	1,398
減価償却費	533
その他	1,729
繰延税金資産小計	8,905
評価性引当額	△3,115
繰延税金資産合計	5,790
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△14,914
その他	△686
繰延税金負債合計	△15,601
繰延税金負債の純額	△9,810

（１株当たり情報）

１．１株当たりの純資産額	1,274円 16銭
２．１株当たりの当期純利益金額	26円 57銭
３．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	26円 51銭

第115期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	15,400	8,287	158,984	△3,259	179,412
当期変動額					
剰余金の配当			△1,344		△1,344
親会社株主に帰属する当期純利益			4,920		4,920
自己株式の取得				△494	△494
自己株式の処分		△11		68	57
利益剰余金から資本剰余金への振替		11	△11		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	―	△0	3,565	△426	3,139
当期末残高	15,400	8,287	162,550	△3,685	182,551

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	39,159	△3,962	35,197	173	2,194	216,977
当期変動額						
剰余金の配当						△1,344
親会社株主に帰属する当期純利益						4,920
自己株式の取得						△494
自己株式の処分						57
利益剰余金から資本剰余金への振替						
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△4,071	1,062	△3,008	△18	221	△2,806
当期変動額合計	△4,071	1,062	△3,008	△18	221	333
当期末残高	35,088	△2,900	32,188	155	2,415	217,311

第115期（平成30年３月31日現在）連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

１．連結の範囲に関する事項

（1）連結される子会社及び子法人等　４社

山梨中央保証株式会社
山梨中銀リース株式会社
山梨中銀ディーシーカード株式会社
山梨中銀経営コンサルティング株式会社

（2）非連結の子会社及び子法人等　３社

やまなし新事業応援投資事業有限責任組合
やまなし６次産業化応援投資事業有限責任組合
山梨中銀地方創生投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

２．持分法の適用に関する事項

（1）持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

（2）持分法適用の関連法人等

該当ありません。

（3）持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等　３社

やまなし新事業応援投資事業有限責任組合
やまなし６次産業化応援投資事業有限責任組合
山梨中銀地方創生投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

（4）持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

３．連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は連結決算日と一致しております。

４．のれんの償却に関する事項

該当ありません。

会計方針に関する事項

1．商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2．有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。ただし、その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4．固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産（リース資産を除く。）
有形固定資産は、主として定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建　物　　３年～50年
その他の有形固定資産　２年～20年
また、有形固定資産に計上した連結される子会社及び子法人等所有のリース投資資産については、リース期間を償却年数とし、リース期間満了時の見積処分価額を残存価額とする定額法により償却しております。
(2) 無形固定資産（リース資産を除く。）
無形固定資産は、定額法により償却しております。
また、無形固定資産に計上した連結される子会社及び子法人等所有のリース投資資産については、リース期間を償却年数とし、リース期間満了時の見積処分価額を残存価額とする定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。
(3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。
なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5．貸倒引当金の計上基準
当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
貸出条件緩和債権等を有する債務者及びその関連先に係る債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。
上記以外の債権（正常先債権及び要注意先債権のうちキャッシュ・フロー見積法を適用した債権を除いた債権）については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金も、主として当行と同一の方法により計上しております。
6．役員賞与引当金の計上基準
役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
7．役員退職慰労引当金の計上基準
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金内規に基づく当連結会計年度末現在の要支給額を計上しております。
8．睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
9．偶発損失引当金の計上基準
偶発損失引当金は、偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

10. 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。
また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理
11. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
12. リース取引の収益・費用の計上基準
(貸手側)
ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準は、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
13. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

1．関係会社の出資金総額（連結される子会社及び子法人等の株式を除く。）　601百万円
2．貸出金のうち、破綻先債権額は2,239百万円、延滞債権額は24,121百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号イからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は該当ありません。
なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,086百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は30,447百万円であります。
なお、上記２．から５．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号　平成14年２月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は4,738百万円であります。
7．ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第３号　平成26年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は1,005百万円であります。
8．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	176,314百万円
担保資産に対応する債務	
預金	31,079百万円
債券貸借取引受入担保金	20,208百万円
借用金	91,180百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保等として、有価証券5,069百万円を差し入れております。
また、その他資産には、中央清算機関差入証拠金58,600百万円及び保証金293百万円が含まれております。
9．借用金のうち644百万円の担保として、未経過リース期間に係るリース契約債権（「その他資産」に含まれるリース投資資産とリース投資資産に係る受取利息相当額の合計額）914百万円を供しております。
10．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は385,751百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが368,773百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
11．有形固定資産の減価償却累計額　33,727百万円
12．有形固定資産の圧縮記帳額　　1,037百万円
13．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は3,063百万円であります。
14．当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額　111百万円

（連結損益計算書関係）

1．「その他の経常収益」には、株式等売却益6,499百万円を含んでおります。
2．「その他経常費用」には、投資信託解約損7,556百万円を含んでおります。
3．以下の資産グループについて、地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	減損損失額
山梨県内	営業用資産	土地及び建物等	196
	遊休資産	土地	233
山梨県外	営業用資産	建物等	34
合　計	—	—	464

資産のグルーピングの方法は、営業用資産は原則として営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）、遊休資産は各々の資産単位としております。また、本店、電算センター、社宅・寮等は共用資産としております。
回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としており、正味売却価額による場合は不動産鑑定評価額等合理的に算定された価額から処分費用見込額を控除して算定し、使用価値による場合は将来キャッシュ・フローを割り引いて算定しております。
なお、当連結会計年度の回収可能価額はすべて正味売却価額によるものであります。

（連結株主資本等変動計算書関係）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘　要
発行済株式					
普通株式	174,915	—	—	174,915	
自己株式					
普通株式	6,954	1,128	146	7,936	(注)

(注) 1．当連結会計年度中の増加株式数の内訳は以下のとおりであります。
取締役会決議による自己株式の取得による増加　1,112千株
単元未満株式の買取請求による増加　16千株
2．当連結会計年度中の減少株式数の内訳は以下のとおりであります。
ストック・オプションの権利行使による減少　146千株

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権	—					155	
合　計		—					155	

3．配当に関する事項
(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年6月27日定時株主総会	普通株式	755百万円	4.50円	平成29年3月31日	平成29年6月28日
平成29年11月10日取締役会	普通株式	588百万円	3.50円	平成29年9月30日	平成29年12月5日
合計		1,344百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの
平成30年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。
① 配当金の総額　584百万円
② 1株当たり配当額　3円50銭
③ 基準日　平成30年3月31日
④ 効力発生日　平成30年6月27日
なお、配当原資は、利益剰余金とすることを予定しております。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業を中心にリース業、クレジットカード業等の金融サービスに係る事業を行っております。銀行業では、預金業務、貸出業務を中心に、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託業務、国債等公共債・投資信託・保険の窓口販売業務などを行っております。また、短期的な資金繰りの調整のために、インターバンク市場においてコールローン及びコールマネー取引等を行っております。このほか、デリバティブ取引としては、為替リスクのヘッジ及び異なる通貨での資金調達・運用のために、為替予約取引及び通貨スワップ取引等を行うことがありますが、仕組みが複雑で投機的な取引は行わない方針であります。なお、金利変動リスクを伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響を被らないように、資産及び負債の総合的管理（ＡＬＭ）を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先に対する貸出金及び国内外の有価証券であります。貸出金には、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。有価証券は、主に債券、株式及び投資信託であり、満期保有目的、純投資目的及び政策投資目的（営業推進目的等）で保有しております。また、ごく一部の有価証券（商品有価証券）は、売買目的で保有しております。これらには、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。

当行グループは、お客さまからの預金を主な調達原資としており、財務内容の健全性を維持することで、安定的な資金調達を確保しておりますが、予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保ができなくなる流動性リスクがあります。

デリバティブ取引には、他の取引と同様に、市場リスク、信用リスク、流動性リスク等があります。なお、デリバティブ取引のうち、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号　平成14年７月29日）等に準拠する行内基準に基づき、ヘッジ会計の要件を満たす取引については、ヘッジ会計を適用いたします。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、信用リスクへの対応として、審査体制の整備や人材の育成を進めるとともに、信用リスク管理の高度化に積極的に取り組んでおります。審査体制については、審査部門の独立性を堅持し、事前審査・中間審査・債権保全における厳格な審査及び与信実行後の管理を行っております。日々の業務運営では、営業部門と審査部門あるいは本部と営業店が相互牽制機能を発揮するなかで、融資規定の遵守と適切な運用に努めるほか、融資支援システムの活用などのシステムサポートの充実にも努めております。さらに、刻々と変動するリスクに対応するために、定期的あるいは随時行う信用格付及び自己査定を通して、貸出先の実態把握に努めております。また、地方銀行協会加盟行の共同事業である信用リスク情報統合サービスを導入し、バリュー・アット・リスク（過去のデータ等に基づき、今後の一定期間において、特定の確率で、保有する金融商品に生じ得る損失額の推計値。以下、「ＶａＲ」という。）のより精緻な計量化を目指すなど、信用リスク管理の高度化に積極的に取り組んでおります。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク管理部署において、信用情報、時価及びＶａＲの把握を行うことで管理しております。

これらの管理状況につきましては、定期的にＡＬＭ委員会及び取締役会等において経営陣に報告しております。

② 市場リスクの管理

（ｉ）金利リスクの管理

当行グループは、多様な金融サービスに対するお客さまのニーズに適切に対応するとともに、銀行全体の収益力向上に資するべく、銀行勘定全体の金利リスク管理を行うことを基本方針としております。具体的には、経営陣を主要メンバーとするＡＬＭ委員会において、金利リスクを適切にコントロールするため、「金利リスクヘッジに関する基本方針」を原則半期毎に策定し、金利変動に対する施策の検討を行い、定期的に見直しております。また、毎月開催されるＡＬＭ委員会においては、金利予測委員会の作成した金利予測レポートについて検討を行うほか、銀行勘定全体の金利リスク量の推移を注視しております。リスク管理部署においては、銀行勘定の金利リスク量について、ＶａＲ及びベーシス・ポイント・バリュー（例えば、金利が１ベーシス・ポイント（0.01％）変化したときの価値の変動。）を算出して管理しております。このほか、各リスクカテゴリーにまたがるストレスシナリオによるストレステストも併せて実施しており、定期的にＡＬＭ委員会及び取締役会等において経営陣に報告しております。

（ⅱ）為替リスクの管理

当行グループは、リスク管理部署において、為替の変動リスクを外国為替持高及びＶａＲの把握により管理し、定期的にＡＬＭ委員会及び取締役会等において経営陣に報告しております。為替リスクの大半は、為替予約取引等によりヘッジいたします。

（ⅲ）価格変動リスクの管理

有価証券を含む運用商品の保有については、「市場取引業務において、公正性の確保と迅速な対応を図るなか、計測及び管理が可能なリスクについては、収益や自己資本等経営体力の裏付けを前提に能動的に一定のリスクを取り収益機会を捉える」というリスク管理の基本方針に則り、リスク管理を行っております。運用計画については、先行きの金利及び株式相場の見通しに基づく期待収益率、相場変動リスク並びに運用対象間の相関関係を考慮した市場部門のリスク・リターンを検討し、ＡＬＭ委員会の審議を経て決定しております。株式等の価格変動リスクの計測は、ＶａＲによって行っております。ＡＬＭ委員会において、リスク限度額に対するＶａＲ及びストレステストの結果をモニタリングし、健全性の確保及び収益の獲得の両立に努めております。

（ⅳ）デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、当行のリスク管理基準に基づき、ポジション限度額の設定及びロスカットルールの厳正な運用等に努め、損益に大きな影響を及ぼさないよう強固な管理態勢の維持を図っており、定期的にＡＬＭ委員会及び取締役会等において経営陣に報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、資金の運用・調達期間のミスマッチの管理及び流動性の高い資産の保持等によって、流動性リスクを管理しております。不測の資金流出に備えた流動性の高い支払準備資産の保持等により、資金繰りリスクを回避し、円滑な資金繰りを確保しており、定期的にリスク管理委員会及び取締役会等において経営陣に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成30年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません ((注２)参照)。

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時　価(百万円)	差　額(百万円)
(1) 現金預け金	311,546	311,546	―
(2) 商品有価証券			
売買目的有価証券	11	11	―
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	3,063	3,058	△4
その他有価証券	1,251,186	1,251,186	―
(4) 貸出金	1,619,976		
未収収益（貸出金利息）	718		
前受収益（貸出金利息及び保証料）（＊１）	△881		
貸倒引当金（＊２）	△11,777		
	1,608,035	1,614,914	6,879
(5) その他資産			
中央清算機関差入証拠金	58,600	58,600	―
資産計	3,232,441	3,239,317	6,875
(1) 預金	2,874,395		
未払費用（預金利息）	262		
	2,874,657	2,874,701	44
(2) 譲渡性預金	67,328		
未払費用（譲渡性預金利息）	1		
	67,329	67,330	0
(3) 借用金	91,825	91,822	△2
負債計	3,033,812	3,033,855	42
デリバティブ取引（＊３）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,136	1,136	―
ヘッジ会計が適用されているもの	―	―	―
デリバティブ取引計	1,136	1,136	―

（＊１） 貸出金の前受利息及び保証業務を行っている連結される子会社及び子法人等の前受保証料であります。

（＊２） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊３） その他資産又はその他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して純額表示しております。なお、負債計上額が資産計上額を上回る項目については、（　）で表示しております。

(注１)　金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は取得原価又は償却原価と近似していることから、当該価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は取得原価又は償却原価と近似していることから、当該価額を時価としております。

(2) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格によっております。債券については、取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によるほか、自行保証付私募債については、発行体の内部格付、期間に基づく区分ごとの見積将来キャッシュ・フローを、無リスクの利率に信用リスクや経費率等を反映させた利率で割り引いた価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格等によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は取得原価又は償却原価と近似していることから、当該価額を時価としております。

固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとの見積将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率若しくは無リスクの利率に信用リスクや経費率等を反映させた利率で割り引いて時価を算出しております。

なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は取得原価又は償却原価と近似していることから、当該価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における取得原価又は償却原価から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等により、時価は取得原価又は償却原価と近似していることから、当該価額を時価としております。

(5) その他資産

中央清算機関差入証拠金については、時価は取得原価又は償却原価と近似していることから、当該価額を時価としております。

負　債

(1) 預金、及び（2）譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、期間に基づく区分ごとの見積将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該借用金の元利金の合計額を、同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間(１年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（為替予約取引、通貨スワップ取引等）であり、割引現在価値等により時価を算出しております。

(注２)　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等に関する事項の「資産（3）有価証券」には含まれておりません。

区　分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式（＊１）（＊２）	517
組合出資金（＊１）（＊３）	601
合　計	1,118

（＊１）　市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

（＊２）　その他有価証券に区分しており、当連結会計年度における減損処理額は該当ありません。

（＊３）　非連結の子会社及び子法人等に該当する組合への出資金であります。

（有価証券関係）

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1．売買目的有価証券（平成30年３月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 （百万円）
売買目的有価証券	△0

2．満期保有目的の債券（平成30年３月31日現在）

	種　類	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時　価 （百万円）	差　額 （百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	社　債	809	811	2
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	社　債	2,254	2,247	△6
合　計		3,063	3,058	△4

3．その他有価証券（平成30年３月31日現在）

	種　類	連結貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差　額 （百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株　式	61,383	27,857	33,525
	債　券	585,486	564,114	21,371
	国　債	387,810	370,130	17,679
	地方債	143,552	140,864	2,687
	社　債	54,124	53,119	1,004
	その他	143,927	137,888	6,038
	うち外国証券	2,126	2,124	1
	小　計	790,797	729,860	60,936
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株　式	8,427	9,246	△819
	債　券	35,429	35,545	△115
	国　債	6,172	6,176	△4
	地方債	28,002	28,109	△107
	社　債	1,255	1,259	△4
	その他	416,532	426,109	△9,576
	うち外国証券	36,484	37,360	△876
	小　計	460,389	470,901	△10,512
合　計		1,251,186	1,200,762	50,423

（注）上記には、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式（連結貸借対照表計上額及び取得原価517百万円）を含めておりません。

4．当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自　平成29年４月１日　至　平成30年３月31日）

	売却原価 （百万円）	売却額 （百万円）	売却損益 （百万円）
社　債	8	8	0

（売却の理由）買入消却によるものであります。

5．当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自　平成29年４月１日　至　平成30年３月31日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株　式	12,933	5,818	—
債　券	31,099	78	27
国　債	—	—	—
地方債	31,099	78	27
社　債	—	—	—
その他	174,426	2,767	1,444
うち外国証券	160,429	286	1,444
合　計	218,459	8,664	1,471

6．保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

7．減損処理を行った有価証券
売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。
当連結会計年度における減損処理額は、該当ありません。
また、時価が「著しく下落した」と判断し、減損処理する基準は以下のとおりであります。
(1) 連結決算日における当該有価証券の時価の取得原価に対する下落率が50%以上の銘柄については一律減損処理。
(2) 下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去１年間の時価水準を勘案したうえで、回復の可能性がない銘柄について減損処理。
(3) 下落率が30%未満の銘柄については、発行者の財政状態等を勘案し、必要と認める場合に減損処理。

（ストック・オプション等関係）

1．ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
営業経費　38百万円

2．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
(1) ストック・オプションの内容

	平成23年ストック・オプション	平成24年ストック・オプション	平成25年ストック・オプション	平成26年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役(社外取締役を除く)　12名	当行取締役(社外取締役を除く)　12名	当行取締役(社外取締役を除く)　12名	当行取締役(社外取締役を除く)　11名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注）	普通株式 102,200株	普通株式 124,900株	普通株式 102,400株	普通株式 80,300株
付与日	平成23年７月29日	平成24年７月30日	平成25年７月29日	平成26年７月25日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	平成23年７月30日から 平成53年７月29日まで	平成24年７月31日から 平成54年７月30日まで	平成25年７月30日から 平成55年７月29日まで	平成26年７月26日から 平成56年７月25日まで

	平成27年ストック・オプション	平成28年ストック・オプション	平成29年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役(社外取締役を除く)　12名	当行取締役(社外取締役を除く)　13名	当行取締役(社外取締役を除く)　13名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注）	普通株式 67,200株	普通株式 110,800株	普通株式 90,300株
付与日	平成27年７月29日	平成28年７月29日	平成29年７月28日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	平成27年７月30日から 平成57年７月29日まで	平成28年７月30日から 平成58年７月29日まで	平成29年７月29日から 平成59年７月28日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	平成23年ストック・オプション	平成24年ストック・オプション	平成25年ストック・オプション	平成26年ストック・オプション
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	56,100	68,600	75,600	61,600
権利確定	—	—	—	—
権利行使	22,000	26,900	27,800	22,600
失効	—	—	—	—
未行使残	34,100	41,700	47,800	39,000

	平成27年ストック・オプション	平成28年ストック・オプション	平成29年ストック・オプション
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	90,300
失効	—	—	—
権利確定	—	—	90,300
未確定残	—	—	—
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	64,500	110,800	—
権利確定	—	—	90,300
権利行使	18,200	28,800	—
失効	—	—	—
未行使残	46,300	82,000	90,300

② 単価情報

	平成23年ストック・オプション	平成24年ストック・オプション	平成25年ストック・オプション	平成26年ストック・オプション
権利行使価格（円）	1	1	1	1
行使時平均株価（円）	477	477	477	477
付与日における公正な評価単価（円）	316	314	371	443

	平成27年ストック・オプション	平成28年ストック・オプション	平成29年ストック・オプション
権利行使価格（円）	1	1	1
行使時平均株価（円）	477	477	—
付与日における公正な評価単価（円）	535	405	423

3．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成29年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法　ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	平成29年ストック・オプション
株価変動性（注１）	33.5%
予想残存期間（注２）	3.7年
予想配当（注３）	９円00銭／株
無リスク利子率（注４）	△0.09%

（注）１　予想残存期間に対応する期間（平成25年11月11日の週から平成29年７月24日の週までの週次）の株価実績に基づき算定しております。

２　過去に退任した取締役（社外取締役を除く）の平均在任期間を基に予想残存期間を見積もっております。

３　平成29年３月期の配当実績によります。

４　予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

（賃貸等不動産関係）

該当ありません。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付に係る負債	3,983百万円
貸倒引当金	3,354
有価証券償却	1,439
減価償却費	534
その他	2,035
繰延税金資産小計	11,346
評価性引当額	△3,916
繰延税金資産合計	7,430
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△15,146
その他	△688
繰延税金負債合計	△15,834
繰延税金負債の純額	△8,404

（１株当たり情報）

１．１株当たりの純資産額	1,286円 03銭
２．１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	29円 29銭
３．潜在株式調整後１株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	29円 22銭

（退職給付関係）

退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	31,254百万円
年金資産	△32,153
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△899
退職給付に係る負債	212
退職給付に係る資産	△1,112